

平成 2 7 年 1 1 月

結城市教育委員会臨時会議事録

結城市教育委員会

平成27年11月結城市教育委員会臨時会

- 日 時 平成27年11月19日（木曜日）
- 場 所 絹川小学校 会議室
- 出席委員 松浦修三委員長
中村義明委員長職務代理者
石川周三委員
北嶋節子委員
小林仁教育長
- 教育委員会事務局
教育部長 中澤四郎， 学校教育課長 鈴木昭一
指導課長 黒田光浩， スポーツ文化課長 妻木克浩
指導課指導係長 斉藤陽枝
学校教育課庶務係長 石井智之

1 付議事件

- (1) 議案第20号 結城市民文化センター及び結城市鹿窪公園施設の指定管理者候補者の選定について

午後0時30分 開 会

○学校教育課長 貴重なお時間を頂戴いたしまして、臨時の教育委員会をお願いしたいと思っております。

開会に先立ちまして、部長、中澤のほうより一言ご挨拶申し上げます。

○教育部長 本日は、学校訪問途中の昼どきの大変貴重な時間の中、臨時の教育委員会を開催させていただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は、12月の議会に上程を予定しておりまして、この後、庁議、それから議員全員協議会に報告というスケジュールが大変立て込んであるようなことをごさいますして、今回臨時にお願いをした次第でございます。

今後は、仕事を計画的に、余裕を持って進めるようにいたしまして、臨時でこのようにお諮りすることがないようにしていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○学校教育課長 それでは、次第に基づきまして、進めさせていただきます。

本日の会議は、定足数に達しておりますので、成立しております。

松浦委員長より、開会宣言をお願いいたします。

○委員長 改めまして、こんにちは。

では、ただいまより平成27年度第2回臨時教育委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長 ありがとうございます。

会議の議事進行につきましては、委員会会議規則により、委員長が行うこととなっておりますので、松浦委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。

本日の議事録署名人は、北嶋委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、これより議事に入らせていただきます。

本日の案件は1件でございます。

◎議案第20号 結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について

○委員長 それでは、議案第20号 結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について、事務局より提案説明をお願いいたします。

○スポーツ文化課長 議案第20号 結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について。

上記議案を提出する。

平成27年11月19日提出、結城市教育委員会。

資料のほうは、次のページから3枚付けさせていただきます。順次説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、指定管理者制度とはということで、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することで、住民サービスの質の向上を図る目的で、平成15年9月に設けられた制度でございます。

結城市における指定管理者制度についてでございますが、平成17年10月の庁議におきまして、管理者等が限定されている場合を除き、全ての公の施設について、指定管理者制度導入の適否を検討することとし、平成18年4月1日より運用を開始してきました。

選定の基準としましては、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか、施設の効用を最大限に発揮できるか、経費が縮減できるか、施設の運営管理が安定して行えるかなどを判断基準として運用を開始しました。また、指定管理者は、原則として公募により選定することとしましたが、市が出資しています法人などの公共的団体に公の施設を行わせることにより、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができることと認められた場合は、公募によらないで選定することができることとなっており、このことにつきましては、両施設の設置及び管理に関する条例に明記されているところでございます。

次のページの(2)から(4)までについて説明させていただきます。

現在、本市では、結城市民文化センター、結城市鹿窪運動公園施設、結城市民情報センターの3施設におきまして、指定管理者制度を導入してございます。今回の教育委員会でご審議いただきますのは、指定管理期間が平成28年3月31日で終了いたします結城市民文化センターと結城市鹿窪運動公園施設の2つの施設でございます。両施設とも開館当初から現在の公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団が管理運営を行い、平成18年4月1日から平成23年4月1日からの2期にわたり指定管理者と指定を受け、現在に至っているところでございます。

3番の指定管理者の選定についてでございますが、市が出資している法人であること、公益法人制度改革により、公益財団法人に指定、移行しており、かつこれまでの指定管理者としての実績が優良と認められ、引き続き管理運営を行うことにより、安定的、効果的な施設運営が期待できること。また、独自の専門的なノウハウを生かした質の高いサービスを提供できるなどの理由により、両施設とも公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団を単独で指定管理者の候補者の予定者といたしました。

そして、指定管理者の候補者を決定するため、それぞれの施設の指定管理者選定委員会を設置し、11月9日に第1回、同16日に第2階の選定委員会を開催し、厳正に審査した結果、指定管理者の候補者に公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団が選定されました。

選定の結果につきましては、その次の資料にお付けしてございます。

結城市民文化センター、それからその裏側が結城市鹿窪運動公園施設の

選定結果の通知となっております。

この報告を受けまして、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団を結城市民文化センターの指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条第6項及び両施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、議会に上程し、議決を得ることとなりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、今後の日程についてでございますが、冒頭の部長の挨拶からありましたように、11月24日に庁議、11月25日の議員全員協議会に報告いたしました後、11月27日には議案書を提出いたします。その後、12月の第4回結城市議会定例会において議決を得て、正式に決定される予定となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第20号につきまして説明がございました。

各委員からのご意見、発言をお願いいたします。

教育長、お願いします。

○教育長

これは、指定管理者は単独にするということについては、前に教育委員会に諮ってあったんですか。

○スポーツ文化課長 教育委員会にはお諮りはしていませんね。

○教育長 していない。そういう方向性も含めて、今回初めてこれがということでのよろしいですか。

○スポーツ文化課長 選定委員会での選定結果に、ご意見をいただきたいと思っております。

○教育長 前は、単独ではなかったと。

○スポーツ文化課長 前は公募です。

○教育長 公募で、実際に……

○スポーツ文化課長 市民文化センターが2社、鹿窪運動公園が3社の応募がありました。

○教育長 経緯をちょっと確認させていただきました。ありがとうございました。

○委員長 ないですか、ほかに。

どうぞ。

○石川委員

これは、結局、市で持つと、金の問題も、結構多くなるということで、一般の企業にお願いするということなんですか。その団体、市がやるんじゃないかと、一般企業に委託するということなんですか。

○スポーツ文化課長 そうですね。民間の企業もありますし、財団法人もあると思うんですが、結城市の直営ではなくて、指定管理ということで、管理者を指定して、管理を運営してもらおうというような制度でございます。

○委員長 直営ではないね。

○スポーツ文化課長 はい、そうです。

- 委員長 手を挙げて、その中から選ばれてこの財団にね、ノウハウもあるし問題がないということで。
- スポーツ文化課長 そうですね。
- 委員長 あと、私、前ちょっと忘れていたんですけども、石川委員さんからも出た、要するに施設の使い勝手において、市民からいろいろ要望があった場合に、ここに触れてありますよね。指導監督はあくまでもスポーツ文化課ということなので、その辺は適正な指導監督でね、できるだけ使い勝手が、財団法人のほうで案外こう厳しく対応してしまうとね、何か私のほうからも話を聞きますので、だから、その辺はスポーツ文化課のほうで、やっぱり指導監督の中でね。
- 教育部長 そうですね、適正で、そういうことのないように、あくまでに適正としか言いようがないですけども、余りに柔軟にやり過ぎても、やはり問題もありますので。
- 委員長 やり過ぎてもいけないですけどもね。前に中村委員さんからも出ましたよね。ですから、そういったところを適正な形でやっていただきたいと思います。
- 中村委員さん。
- 中村委員 事業の採算という点では、かなり厳しいですよ、運営はね。そうすると、そういったところの評価というのはどういうふうにされたんですか。結局、市からの持ち出しというのが結構多くなるじゃないですか。それがどんどん多く膨らんで、自分たちの首を絞めてしまうことになっていきますよね。それもクリアはされたんでしょうけれども。その辺はちょっと、差し支えない程度で。
- 委員長 お願いします。
- スポーツ文化課長 民間企業ということも当然考えられるわけなんですけれども、恐らく民間企業でしたら、その委託料といいますか、管理費用が下がるのかなという予想はつくんですが、やはり臨時職員が多くなるのかなという懸念がございました。先ほどから、開館当初から今の事業団が運営しております、本当にノウハウもございますし、施設自体もよく熟知されているというようなところから、やはり民間企業にお渡しして、経費は削減されるかもしれないけれども、サービス面でどうだろうかという議論をさせていただきまして、今の公益財団法人、結城市文化・スポーツ振興事業団にこのまま継続してお願いしていくのが安定的なサービスにつながっていくのじゃないかというようなことで、今回のような形をとらせていただいたわけでございます。
- 中村委員 負担が過重になってきてしまっということになると、もうせっかくのサービス機関が逆になってしまうと思うんで。そういうことでなければ、実績があるから今のところはいいんでしょうが、もっと金もうけする方法はないのかなと思いますよ。

- 委員長 アクロスなんか特にね。
- 中村委員 いやいや、そうそう。そうですよね。だって、独立していれば、サービスも変えないで、もっと儲ける方法があったら、そっちのほうを頑張ったらもっと楽じゃないかなというふうに。逆に市がもっと上手なことになると。私どもは別にそういう経営者じゃないけれども、ちょっとそういう考えを述べさせていただきました。それだけです。
- スポーツ文化課長 ご回答はよろしいですか。
- 中村委員 はい。ありがとうございます。
- スポーツ文化課長 ご回答なしで。
- 中村委員 回答なしで結構です。
- 委員長 改修費とか維持費とかこれからかかってくるとすれば、興行的にもっと、ある市民の方なんかも聞いたことがあるんですけど、アクロスは施設面でも県内でも群を抜いているんで、利用度も高いというのは聞いていますけれども。さらにとというというね。だから、例えば椅子に広告をかけて、そういうのを募集するとかで、1脚につき幾らというかね、そういうので収入を上げられないのかというのはありますけれども。
それでは、よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 委員長 では、意見もございませんので、早速採決に入らせていただきます。
それでは、議案第20号を原案のとおり賛成することについて賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)
- 委員長 ありがとうございます。全員の賛成でございます。
よって、議案第20号 結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。
では、以上をもちまして、平成27年度第2回臨時教育委員会を閉会いたします。

午後0時55分 閉 会